

令和2年12月28日

川西市総務部職員課

### 川西市職員の懲戒処分等について

令和2年12月28日に発令した地方公務員法上の懲戒処分等について、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 事案の概要

懲戒処分の対象となった職員は、平成25年1月に執務時間中の喫煙行為が禁止になった以後においても、喫煙場所にて1日に1、2回喫煙行為を行っていた。その後令和元年7月より庁舎敷地内での喫煙行為が禁止になり、喫煙場所から灰皿が撤去されたことを機に、昼休憩以外で喫煙することはなかったが、今年度当初くらいから、再び勤務時間中に近隣に駐車している自家用車にて1日に1回ないし2回、10分程度、業務の合間を見て、喫煙行為を行うようになった。

再三にわたる注意喚起の中、管理職という重要な職責にあるにもかかわらず、常態的に職場を離脱し、勤務時間中の喫煙行為に及んだものである。

このことは、職務命令に違反する行為であり、また、職務専念義務に違反する行為であった。

##### 2. 懲戒処分対象職員及び処分内容

所属	職名	年齢	処分日	処分内容
総務部	副部長級	50歳代(男性)	R2.12.28	減給1箇月(給料月額 の10分の1)

##### 3. その他の対応

所属	職名	年齢	処分日	処分内容
総務部	部長級	50歳代(男性)	R2.12.28	文書訓告 (管理監督責任)

#### 【問い合わせ先】

総務部職員課

電話 072-740-1142